

国立大学法人東京農工大学大学院農学府教育規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院農学府教育規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学農学府教育規則 [平成16年4月制定]</p> <p>第1条～第3条 省 略</p> <p>第4条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を所定の期間内に、当該授業科目を担当する教員を経て農学府長（以下「学府長」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>2 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学の工学府、生物システム応用科学府、<u>技術経営研究科又は学部の授業科目</u>（以下、この規則において「強化科目」という。）を履修することができる。この場合、授業担当教員を経て当該授業科目を開講する学府又は学部の長の承認を受けた上、所属する学府長の承認を受けなければならない。</p> <p>第5条 学則第76条の規定により他の大学院において修得した単位がある場合は、10単位を限度として、第3条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。</p> <p>2 他の専攻において修得した単位、<u>融合科目の修得した単位並びに前条第2項の規定により本学の工学府、生物システム応用科学府又は技術経営研究科において修得した単位</u>がある場合は10単位を限度として、強化科目の修得した単位がある場合は4単位を限度として、第3条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。</p> <p>第6条～第10条 省 略</p> <p>附則 省 略</p>	<p>国立大学法人東京農工大学農学府教育規則 [平成16年4月制定]</p> <p>第1条～第3条 省 略（現行どおり）</p> <p>第4条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を所定の期間内に、当該授業科目を担当する教員を経て農学府長（以下「学府長」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>2 <u>学生は</u>、指導教員が教育上有益と認めるときは、本学の工学府、生物システム応用科学府又は学部の授業科目（以下、この規則において<u>学部の授業科目</u>を「強化科目」という。）を履修することができる。この場合、授業担当教員を経て当該授業科目を開講する学府又は学部の長の承認を受けた上、所属する学府長の承認を受けなければならない。</p> <p>第5条 学則第76条の規定により他の大学院において修得した単位がある場合は、10単位を限度として、第3条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。</p> <p>2 他の専攻において修得した単位並びに前条第2項の規定により本学の工学府<u>又は生物システム応用科学府</u>において修得した単位がある場合は10単位を限度として、強化科目の修得した単位がある場合は4単位を限度として、第3条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。</p> <p>第6条～第10条 省 略（現行どおり）</p> <p>附則 省 略（現行どおり）</p>	

附 則

- 1 この規則は平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。